



監督署の窓

平成21年度の賃金不払残業（サービス残業）考察

平成22年10月21日に厚生労働省が、平成21年4月から平成22年3月までの1年間に、残業に対する割増賃金が不払になっているとして労働基準法違反で是正指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を取りまとめて公表しました。

是正企業数は、1、2
21企業（前年度比33
2企業の減）、支払われ
た割増賃金合計額は、1
16億298万円（同80

億1、053万円の減）、対象労働者数は、11万1889人（同6万8、841人の減）、割増賃金の平均額は1企業当たり950万円、労働者1人当たり10万円、1、000万円以上支払ったのは162企業で全体の13・3%、1企業での最高支払額は、12億4、206万円（飲食店）、次いで11億561万円（銀行・信託業）、5億3、913万円（病院）の順でした。

相変わらずサービス業で高額を支払いを行っている企業がある反面、是正企業や対象労働者が減少しているのは、良い状況ですが日々監督署に寄せられる賃金不払残業解消を求める投書等の情報を見る限り、雇用維持を優先にして投書さえも出ない労働者が増えてきているのではないかと危惧するところではあります。

次に是正企業の賃金不払残業解消のための具体的取り組み例を紹介しま

す。

①本部においては人事部長が朝礼にて、適正な労働時間管理を心掛けるよう職員を指導するとともに、人事担当課長自らが月2回、労働時間管理に使用しているタイムカードの打刻時刻とパソコンのログとの突合を行い、実態の把握に努めている。また、時間管理要領を作成の上、従業員全員に配付・説明し、周知を図っている。【警備業、約4、000人】

②管理職を含む全従業員に対しアンケートを実施し、取りまとめたところ、サービス残業はある程度あってもやむを得ないという認識や労働時間に関する法律知識が不足している傾向が認められたことから、全従業員に対して労働時間の適正管理に関する法令、管理方法等の基本的知識についての教育を実施した。【鉄鋼業、約300人】

③出勤簿に記載された出退勤時刻とシステム終

了記録との差異が絶えないことなどから、始業・終業時刻の正しい記録と適宜の実態調査の実施に加え、全社的に新しいシステムを導入し、正しい記録を促すため、予め申請した退勤予定時刻から30分以上遅くなった場合は、システムを終了するときに上司の承認処理がなければ終了できない仕様とし、その都度の労働時間管理の指導の徹底を図ることとした。【土木工事業、約1、800人】

④労働者が端末に入力した始業・終業時刻と入退門時刻との間に差異が頻繁に認められたことから、管理者を対象に管理責任者としての労務管理についての勉強会を実施し、適正な労働時間の管理の遵守徹底を図らせるとともに、労使協議会において協議を行い、各職場責任者と労組職場委員が具体的な始業・終業時刻と入退門時刻の差異を検証し、未申請の残業などがないか確認しあう仕

組みを構築した。【電気機械器具製造業、約300人】

これらの取り組み例を見ていただいで分かる通り、労働基準法違反で是正勧告を受けた企業は、出勤簿に記載された出退勤時刻と入退門時刻又はシステムの起動終了記録との間に差異があります。逆に監督署の調査では、この差異の時間を探して勧告することとなります。そして差異の時間について多くの場合は、企業側で労働時間でない証明ができずに賃金不払残業となります。その為企業では、差異時間の解消に向けた取り組みを行っています。

しかし差異時間の解消には、新たなシステム導入や教育など経費と時間が掛かることがお分かりいただけるかと思えます。また一旦構築した制度も人の運用に頼っている制度であれば、また元に戻るおそれも想定されます。そこで差異時間を解消す

るのであれば次のように
割り切ってみては如何で
しょうか。例えば、パソ
コンを利用しなければ仕
事が出来ない職場であれ
ばパソコンのシャットダ
ウン時間、時間を記録す
る機器を使用しない場合
にはセキュリティ上の
退出時間など物理的に施
設内でそれ以上働いてい
ないことが明らかでない
をもって終業時間とする
ことです。この場合、シ
ャットダウン時間前に仕
事を終了している日には、
その時間について自主申

表紙のことば

告させます。労働した時
間を申告させるから差異
が発生するのであつて、
労働していない時間を申
告させてみては、如何で
しょうか。
この手法は、経営責任
者の決断のみで実施でき
ると共に経費と時間を節
約した上で支払う割増賃
金額も大きく変わらず、
さらに労働者のモチベー
ションも向上する労使両
得の提案です。ぜひ一度
ご検討下さい。

元旦

堀部敏郎

数条の光に導かれ
て、ゆるゆると太陽が
昇る。その神々しさに
歓声と共に思わず手を
合わせ、今年の無事を
祈る。
(南アルプス 千枚岳)

データ	カメラ	レンズ	3・5	絞	分の1秒	フィルム	ア50
	ハッセルブラ	100ミリF		F22		フジベルビ	
				125			



お早めに

企業規模 101人以上 300人以下の事業主の皆さまへ



個別相談 Week 実施

一般事業主行動計画策定届を届け出ましょう

★ 既に行動計画の目標を決めている、ほとんど計画はできている企業の方

⇒届出用紙により、速やかに届け出ましょう。



★ まだ、これから。簡単に行動計画を作りたい企業の方

⇒次のサイトを利用すれば簡単に行動計画が作成できます。策定した後は、届出用紙により、速やかに届け出ましょう。

- 会社をパターン別に分けた行動計画で簡単に作りたい
厚生労働省ホームページ「モデル行動計画」
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/plan_all.doc
- 自社にマッチした目標にしたい
愛知労働局ホームページ「一般事業主行動計画策定サイト」(岐阜労働局にリンク)
http://www.mp_server.net/%7Ekoyou/index2.html
- 他社が公表している行動計画を参考にしたい
21世紀職業財団「両立支援のひろば」
<http://www.ryouritsushien.jp/>



★ でもやっぱりわからない、相談しながら作りたい企業の方

⇒個別相談ウィークを利用しましょう。詳細、申込は愛知労働局ホームページ掲載の参加申込書にてFAXでお申し込み下さい。

愛知労働局ホームページ トピックス「一般事業主行動計画策定・届出相談会を開催します」
<http://www2.aichi-rodou.go.jp/ivent/docs/10-12-08-1.pdf>

○日	時	平成23年1月17日(月)～1月21日(金)	
		9時30分～12時 13時～16時 (1企業30分程度、予約制)	
○場	所	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング14階 愛知労働局 大会議室	

《お問い合わせ》 愛知労働局雇用均等室

TEL 052-219-5509
FAX 052-220-0573